

## 6. インドネシア

### 6.1 FIT に係る制度

#### 6.1.1 制度概要

インドネシアにおいては、MEMR Decree No. 27/2014 及び Decree No. 19/2013 により、FIT 制度における基本となる買取価格が設定されている。一部の再エネ種または電源種においては、基本となる価格に地域ごとの係数を乗じることで、各地域における FIT 価格が決定する。すなわち、事業実施地域により異なる買取価格が適用されることとなる。なお地域ごとの係数は、各地域の経済状況、エネルギー需給等を加味して決定される。

PLN（インドネシア国営電力公社）への売電は IPP を活用する場合に加え、Excess Power（自家消費による余剰分）を販売する方法が可能である。Excess Power の場合は 1 年ごとに売電契約が更新される。すなわち制度上は、PLN は場合によっては Excess Power の買電を拒否することも可能である。

表 6 インドネシアにおける FIT 制度の概要

項目	内容
導入時期	2012 年
対象	バイオマス、水力、地熱
買取価格 (2012 年 1 月時点)	バイオマス（中圧）：1,150x F [Rp/kWh] バイオマス（低圧）：1,500 x F [Rp/kWh] バイオガス（中圧）：1,050x F [Rp/kWh] バイオガス（低圧）：1,400 x F [Rp/kWh] 埋立ガス（中圧）：1,250 [Rp/kWh] 埋立ガス（低圧）：1,598 [Rp/kWh] 水力（中圧）：656 [Rp/kWh] 水力（低圧）：1,004 [Rp/kWh] 地熱（高圧）：9.7 [cent/kWh]
買取期間	20 年間 ※買取価格の変更があった場合、20 年間経過前であっても、価格は自動的に変更される
備考	※買取価格は、発電所から PLN への系統接続費用も全て含む価格 ※バイオマス関連については、10MW を超える場合、PLN との個別の価格交渉により買取価格が決定 ※毎年ではないが、必要に応じて更新される。上記価格は 2014 年 10 月に更新された値 ※F=地域ごとの係数であり、以下の通り設定されている。

	ジャワ島： F = 1.00 スマトラ島： F = 1.15 スラウェシ島： F = 1.25 カリマンタン島： F = 1.30 バリ島、バンカ・ブリトゥン州、ロンボク島： F = 1.50 リアウ島、パプア島、その他： F = 1.60
--	---

出典：MEMR（エネルギー・鉱物資源省）へのヒアリング、IEA より

### 6.1.2 FIT 制度の適用プロセス

FIT の活用を希望する事業者は、MEMR に対して以下の情報を含む提案書を提出する必要がある。

- ・ 企業プロフィール
- ・ 事業許可書
- ・ FS 調査結果
- ・ 財政能力関連書類
- ・ 系統連系関連書類
- ・ 技術適合性
- ・ 事業スケジュール
- ・ 土地利用の関連書類
- ・ 原材料利用保証の関連書類
- ・ 現地調達の優先度に関する関連書類
- ・ 地方政府からの要求書（発電プロジェクトの場合のみ）
- ・ 支払意思